

岩手県告示第856号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和3年12月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和3年12月10日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 三陸電業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町大町7番15号
 - ウ 代表者の氏名 中村巧
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第92号
 - (3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年12月10日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和3年12月14日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社ヤハタ
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市流通センター北一丁目6番17号
 - ウ 代表者の氏名 八幡祐治
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-1）第20038号
 - (3) 処分の内容 内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年12月13日付けで内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和3年12月17日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社水本
 - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町大字南矢幅第6地割606番地
 - ウ 代表者の氏名 水本慶
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（特-2）第6874号
 - (3) 処分の内容 造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年12月16日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。